

里親制度をご存じですか

家庭のぬくもりを求めている子どもたちのために里親になりませんか

里親とは、親の病気や離婚などさまざまな事情によって家庭で生活することができないお子さんを、自分の家庭に迎え入れ、愛情とまごころを込めて養育してくださる方のことです。

里親制度は、児童福祉法に基づいて、里親になることを希望する方にお子さんの養育をお願いする制度です。養育する児童は、都道府県知事が里親に委託して保護することが適当であると認めた、18歳未満（高等学校在学中に18歳を超える場合は卒業までの期間。ただし20歳に達するまでに限る。）となっており、養育をお願いする期間は、数日間から数年間までさまざまです。

○ 里親には次のような種別があります

(1) 養育里親	・ 養育里親研修を修了した方 ・ 保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）を、一時的又は継続的にその家庭内に預かり養育する里親 ・ 扶養義務のない親族に対する里親委託についても適用
(2) 専門里親	・ 養育里親のうち、一定の資格要件を有し、専門里親研修を修了した方 ・ 原則2年以内の期間を定めて、要保護児童のうち、児童虐待の防止等に関する法律第2条に定める児童虐待などの行為により心身に有害な影響を受けた児童、非行等の問題を有する児童及び身体などに障がいのある児童を養育する里親
(3) 養子縁組希望里親	・ 養子縁組によって養親になることを希望する里親
(4) 親族里親	・ 要保護児童の扶養義務者（民法に定める扶養義務者）及びその配偶者である親族の方 ・ 要保護児童の両親その他児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院などの状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない児童を養育する里親

○ 里親になるには……

特別な資格は必要ありません。里親さんに望まれることは、子どもが大好きであること、健康的で明るい家庭であることです。ただし、次の要件を満たしていなければなりません。①経済的に困窮していないこと ②本人又はその同居人が、欠格事由に該当しないこと ③道が行う所定の研修を修了したこと。

○ 里親になると……

- ・ 養育費として、里親手当（養子縁組希望里親・親族里親は除く）、生活費、学校教育費、お子さんの医療費などが公費で支給されます。
- ・ 万一、養育中のお子さんが事故に遭ったり、または事故などを起こして里親さんに賠償責任が生じた場合には、「里親賠償責任保険」等による補償が受けられます。

○ お近くの児童相談所へご相談ください

- ・ 里親制度についてもっと詳しく知りたい方、里親を希望される方は、お近くの児童相談所で詳しくご説明いたしますので、お気軽にご相談ください。
- ・ 里親制度についてご理解をいただきましたら、ご家族合意の上で児童相談所にお申し込みください。受付け後、ご家庭への訪問や数日間の研修をへて、北海道社会福祉審議会でも審議の上、北海道知事が里親として認定し登録します。

連絡先 北海道岩見沢児童相談所（空知総合振興局保健環境部児童相談室）
住 所：岩見沢市鳩が丘1丁目9番16号
電 話：0126-22-1119（代表）

里親制度

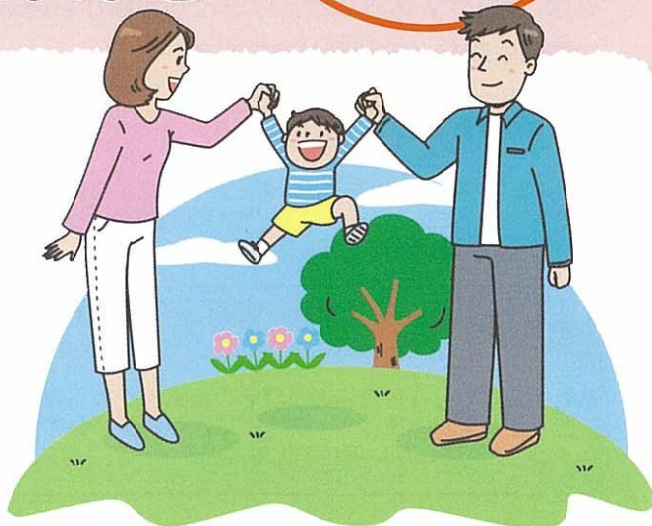
についてのご案内

あなたを
必要としている
子どもが
います。

里親とは

里親とは、親の病気、行方不明、離婚などいろいろな事情により家庭で暮らせなくなった子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する人のことを言います。里親制度は、児童福祉法に基づいて、里親になることを希望する方に子どもの養育をお願いする制度として、昭和23年から実施されています。里親は、特別な方だけがなれるイメージをお持ちの方がいるようですが、実際には、どこにでもいる普通の家庭のお父さん、お母さんたちです。そして、子どもたちはどこにでもある家庭で生活を送っています。

現在、約2,970人の里親が、約4,244人の子どもたちと一緒に生活しています。



委託児童

里親家庭が預かる子どもは、児童相談所が里親に養育を委託することを必要と認めた0才から18才までの子どもです。養育期間は、児童相談所が認める期間で、子どもの年齢や状況等に応じて決められます。また、里親が同時に養育することができる委託児童は4人までで、実子と合わせて6人までが限度です。

里親になるには

特別な資格は必要ありませんが、都道府県等が実施する養育里親研修を修了し、養育里親名簿に登録された者であって、次の要件を満たしていなければなりません。

- 心身ともに健全であること
- 子どもの養育についての理解や熱意と愛情を持っていること
- 経済的に困窮していないこと
- 子どもの養育に関し虐待などの問題がないこと
- 同居人に、虐待などの欠格事由の該当者がいないこと

里親の種類

里親には、養育里親、養子縁組を希望する里親、親族里親の3つの区分があります(専門里親は、養育里親に含まれます)。また、第2種社会福祉事業として、5～6人の子どもを養育するファミリーホーム(里親型グループホーム)があります。なお、自治体によっては、土日や夏休みなどだけ子どもを預かる週末里親や季節里親などの制度があります。



養育里親

保護者のいない子どもや虐待などの理由により保護者が養育することが適当でない子ども(要保護児童)を養育する里親です。(研修を受ける必要があります。)

専門里親

虐待を受けた子どもや障害のある子どもなど、専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親で、3年以上里親の経験等が必要です。(専門里親研修を終了し、養育に専念できることが必要です。)

親族里親

要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であって、実親の死亡や入院などにより、子どもを養育することができない場合の里親です。

養子縁組里親

養子縁組を希望する里親で、都道府県等によっては研修の受講など独自に要件を設けている場合があります。

里親になるために必要な手続き

相談

里親になりたい方、里親について知りたい方は、児童相談所にご相談ください。

申請書提出

最寄の児童相談所に申請書を出しますと、児童相談所による家庭訪問等の調査や先輩里親のアドバイスを受けたりします。

研修

その間、児童養護施設や乳児院等への訪問、里親制度に関する説明等の研修を受講していただくこととなります。施設職員としての経験があれば、研修の一部が免除されます。

調査・認定

児童福祉審議会等での審議を経て、知事あるいは市長の認定により里親として登録されます。

養育の開始

里親の家庭の状況や希望などを考慮し、児童相談所が養育をお願いします。なお、登録後も養育里親は5年毎、専門里親は2年毎に、更新のための研修を受けることが義務付けられています。

お問い合わせ先

地区里親会団体名	管轄児童相談所名	地区里親会団体名	管轄児童相談所名
中央地区里親会	北海道中央児童相談所(後志総合・石狩振興局管内) 〒064-8564 札幌市中央区円山西町2丁目1-1 TEL (011)631-0301 / FAX (011)631-4152	釧根地区里親会	北海道釧路児童相談所(釧路総合・根室振興局管内) 〒085-0805 釧路市桜ヶ岡1丁目4-32 TEL (0154)23-7147 / FAX (0154)24-5215
くろみ里親会	北海道北見児童相談所(オホーツク総合振興局管内) 〒090-0061 北見市東陵町36-3 TEL (0157)24-3498 / FAX (0157)24-3558	道北双葉里親会	北海道旭川児童相談所(上川・宗谷総合・留萌振興局管内) 〒060-0007 旭川市10条11丁目 TEL (0166)23-8195 / FAX (0166)23-0133
十勝地区里親会	北海道帯広児童相談所(十勝総合振興局管内) 〒080-0801 帯広市東1条南1丁目1-2 TEL (0155)22-5100 / FAX (0155)22-5106	空知双葉里親会	北海道岩見沢児童相談所(空知総合振興局管内) 〒068-0828 岩見沢市鳩ヶ丘1丁目9-16 TEL (0126)22-1119 / FAX (0126)24-8366
函館地区里親会	北海道函館児童相談所(渡島総合・檜山振興局管内) 〒040-8552 函館市中島町37-8号 TEL (0138)54-4152 / FAX (0138)32-6159	日胆はまなす里親会	北海道室蘭児童相談所(胆振総合・日高振興局管内) 〒050-0082 室蘭市寿町1丁目6-12 TEL (0143)44-4152 / FAX (0143)44-4829